

大阪柔整だより

ダイジェスト版

* 運用項目における、郵便番号・電話番号の記入についての注意喚起 *

この度、平成 25 年 8 月 6 日付で民主党参議院議員より「柔道整復師の施術に係わる療養費について(通知)」に関する質問が国会にて行われ、8 月 13 日付で政府答弁として「運用項目、郵便番号・電話番号の記入について」が以下の如く公表されました。

「被保険者等が郵便番号及び電話番号を記入する義務はないが、柔道整復師が被保険者等に対し記入を求めることは必要とし、これらの記入を求めなかった場合は受領委任払いを中止することがある。」

※ 必ず被保険者等に『郵便番号・電話番号』を療養費支給申請書に記入して良いかどうかを確認してください。

保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
埼玉県自動車販売整備 健康保険組合 06110670	廃止	協会けんぽ埼玉支部 01110014	H25年 9月1日
マルコ健康保険組合 06290126	廃止	協会けんぽ奈良支部 01290014	H25年 10月1日
アプラス健康保険組合 06273452	移転	アプラス健康保険組合 06139711	H25年 10月1日
住金物産健康保険組合 06273049 日鐵商事健康保険組合 06138614	合併	日鉄住金物産健康保険組合 06139729	H25年 10月1日

* 往 療 に つ い て *

往療理由が「歩行困難」だけでは、保険者より返戻の対象となります。

患者様が負傷により柔道整復師の施術が必要で、且つその負傷で通院が出来ない理由を摘要欄に記載してください。

往療料は、下肢の骨折または不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由により患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合は健康保険で請求できます。

単に患者様の希望のみにより、または定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には算定できません。

同一家庭内の2人目以降の患者様を施術した場合は別々に算定できません。

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者やひとり親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者様の負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また患者様が国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。